

道府県の出資も漸次増加しつつあることにかんがみ、政府は、さらに五千万円を二十九年度一般会計から追加出資する次第であります。

以上が改正法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるよう御願いいたします。

道府県の出資も漸次増加しつつあることにかんがみ、政府は、さらに五千万円を二十九年度一般会計から追加出資する次第であります。

以上が改正法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるよう御願いいたします。

○井出委員長 引続きこれより蚕糸に関する問題について調査を進めます。

佐藤洋之助君。

○佐藤(洋)委員 私はこの際蚕糸振興の問題につきまして一、三当局にお尋ねしたいと思います。これはむしろお尋ねというよりも、こうしなければどうしたことになつて来るかも知れませんが、蚕糸局長さんは先ごろ御病気であつて、あまり回復後お元気でないようありますから、きわめて簡単に伺います。実は今政府が考えておりましたのが熟しないようであります。全養連との関係もありましよし、また的確な要綱がまとまらないようでありますから、この問題に対する質疑は今日いたしません。それからなおこまかに問題につきましては、小委員会ができたのでありますから、小委員会に譲りたいと思います。

そこで私は生糸の振興策として、まず当局の考へおる輸出の振興ということは、やはりこれは増産ということでありまして、増産が伴つて初めて輸出が振興するこういうことだと思うのであります。先ごろ、一月の初頭あたり、蚕糸予算に対する大蔵省の査定

定、これをめぐつて予算の復活に対する運動、これらはすでに御承知の通りであります。あの第一次の大蔵省の査定に対する査定といふものは、ことによつて申していいか、蚕糸局を認めた。ほんと蚕糸局の機能を停止するような、たゞ蚕糸局の局員の人事の予算程度でありますて、一步も事業を踏み出すことのできない予算である。これはまことに遺憾でありますので、私もこれに対しまして猛然と運動を起しました。やや復活をみたのであります。そこで、今度の復活予算では、まだ私は不十分だと思つた。蚕糸振興に對する復活要求として、まだ片手落ちの点が私は多々あると思うのであります。これらにつきまして、蚕糸局としては今後一層の努力を払つて、そしてこれらの方策を講じなければなりません。私はこの二十九年度の予算に盛られておりますが、これはいまだ政府の方ではあります。実は今政府が考えておりましたのが熟しないようであります。全養連との関係もありましよし、また的確な要綱がまとまらないようでありますから、この問題に対する質疑は今日いたしません。それからなおこまかに問題につきましては、小委員会ができたのでありますから、小委員会に譲りたいと思います。

○佐藤(洋)委員 私はこの際蚕糸振興の問題について調査を進めます。私はまだ私は不十分だと思つた。蚕糸振興に對する復活要求として、まだ片手落ちの点が私は多々あると思うのであります。これらにつきまして、蚕糸局としては今後一層の努力を払つて、そしてこれらの方策を講じなければなりません。私はこの二十九年度の予算に盛られておりますが、これはいまだ政府の方ではあります。実は今政府が考えておりましたのが熟しないようであります。全養連との関係もありましよし、また的確な要綱がまとまらないようでありますから、この問題に対する質疑は今日いたしません。それからなおこまかに問題につきましては、小委員会ができたのでありますから、小委員会に譲りたいと思います。

○佐藤(洋)委員 私はこの際蚕糸振興の問題について調査を進めます。私はまだ私は不十分だと思つた。蚕糸振興に對する復活要求として、まだ片手落ちの点が私は多々あると思うのであります。これらにつきまして、蚕糸局としては今後一層の努力を払つて、そしてこれらの方策を講じなければなりません。私はこの二十九年度の予算に盛られておりますが、これはいまだ政府の方ではあります。実は今政府が考えておりましたのが熟しないようであります。全養連との関係もありましよし、また的確な要綱がまとまらないようでありますから、この問題に対する質疑は今日いたしません。それからなおこまかに問題につきましては、小委員会ができたのでありますから、小委員会に譲りたいと思います。

○寺内委員長 お尋ねの問題につきましては、わたくしも佐藤先生と御同感であります。昨年度繭増産の根本問題として、優良桑苗の確保の問題がまず第一に取上げられておつたのであります。これは予算上においては、昨年度は一億二千八百万円だった。一本二円の補助を与えて行くというのでございまして、今年の提案には予算として要求が一億五千八百万円要求したわけです。その優良桑苗の確保の予算がまったく割り切れておつて、これは一つもなかつた。

ただ四千六百万円ですか、稚蚕飼育の問題というのにあるだけであつて、優良桑苗の確保については一つも配慮がなかつた。技術員の問題については、幸いに昨年よりは一千五百円よけ

い予算をとつたようであります。この点はまあせめてものであります。これも私どもに言わせればまだ不十分だと思つてあります。人員の点におきましては、何と申しても老朽桑園を——何と申していいか、蚕糸局を認めた。ほんと蚕糸局の機能を停止するよう、たゞ蚕糸局の局員の人事の予算程度でありますて、一步も事業を踏み出すことのできない予算である。これはまことに遺憾でありますので、私もこれに対しまして猛然と運動を起しました。やや復活をみたのであります。そこで、今度の復活予算では、まだ私は不十分だと思つた。蚕糸振興に對する復活要求として、まだ片手落ちの点が私は多々あると思うのであります。これらにつきまして、蚕糸局としては今後一層の努力を払つて、そしてこれらの方策を講じなければなりません。私はこの二十九年度の予算に盛られておりますが、これはいまだ政府の方ではあります。実は今政府が考えておりましたのが熟しないようであります。全養連との関係もありましよし、また的確な要綱がまとまらないようでありますから、この問題に対する質疑は今日いたしません。それからなおこまかに問題につきましては、小委員会ができたのでありますから、小委員会に譲りたいと思います。

○寺内委員長 お尋ねの問題につきましては、わたくしも佐藤先生と御同感であります。昨年度繭増産の根本問題として、優良桑苗の確保の問題がまず第一に取上げられておつたのであります。これは予算上においては、昨年度は一億二千八百万円だった。一本二円の補助を与えて行くというのでございまして、今年の提案には予算として要求が一億五千八百万円要求したわけです。その優良桑苗の確保の予算がまったく割り切れておつて、これは一つもなかつた。

ただ四千六百万円ですか、稚蚕飼育の問題というのにあるだけであつて、優良桑苗の確保については一つも配慮がなかつた。技術員の問題については、幸いに昨年よりは一千五百円よけ

い予算をとつたようであります。この

点はまあせめてものであります。こ

れも私どもに言わせればまだ不十分だ

と思つてあります。人員の点におき

ましては、何と申しても老朽桑園を

認めた。ほんと蚕糸局の機能を停止す

る運動、これらはすでに御承知の通りであります。あの第一次の大蔵省の査定に対する査定といふものは、こと

によって申していいか、蚕糸局を認

めた。ほんと蚕糸局の機能を停止す

るよう、たゞ蚕糸局の局員の人事の

予算程度でありますて、一步も事業を

踏み出すことのできない予算である。

これはまことに遺憾でありますので、

私はまだ私は不十分だ

と思つてあります。人員の点におき

ましては、何と申しても老朽桑園を

認めた。ほんと蚕糸局の機能を停止す

るよう、たゞ蚕糸局の局員の人事の

予算程度でありますて、一步も事業を

踏み出すことのできない予算である。

これはまことに遺憾でありますので、

私はまだ私は不十分だ

と思つてあります。人員の点におき

ましては、何と申しても老朽桑園を

認めた。ほんと蚕糸局の機能を停止す

るよう、たゞ蚕糸局の局員の人事の

予算程度でありますて、一步も事業を

踏み出すことのできない予算である。

これはまことに遺憾でありますので、

私はまだ私は不十分だ

と思つてあります。人員の点におき

ましては、何と申しても老朽桑園を

認めた。ほんと蚕糸局の機能を停止す

るよう、たゞ蚕糸局の局員の人事の

予算程度でありますて、一步も事業を

踏み出すことのできない予算である。

三千万貫とするとすると、春で大体千五百万貫くらいとらなければならぬのであります。今の桑の樹勢から申しまして、春はおそらく千五百万貫は無理でございまして、二十九年度一年間を見通しまして、二千八百万貫程度であろうかと予想いたしております。そこでこれを基準にして計画を立てますと、今までは大体五箇年計画で年々一割程度の増産がありましたけれども、今後三千万貫近くになりますと、毎年一割の増加ということは、よほど努力をいたしませんと無理かと思ふのであります。が、大体二十九年のそういう情勢を基礎にいたしまして、かりに三十年を出発といったしまして新しく五箇年計画を立てますと、技術的に申しまして最終目標は三千六、七百万貫程度しか不可能ではなからうかと考えておりますが、われくといたしましては、これは急にやるわけに行きませんが、四千万貫近くのものを最終目標として努力いたしたいと思いますが、これはちよつと五箇年なり七箇年でそこまで達するといふ点について、今のところ自信がございませんが、できる限りその数字に近いような計画を頭に置いて、目下立案いたしております。

増産をしているのですから、私は日本政府の質問において、蚕糸局の計画といふものがあまりに小さいじゃないか、もっと大規模で計画しなければならない、ということを実は申し上げたのですが、蚕糸局としてはもう少しつきをなして主体性を持つて、そして日本の蚕糸業が政はどうする、輸出はどういうふうにして振興するかということを、しっかりと立てを願いたい。私はお説のように三千万貫できると思う。問題は、あなたがおつしやった食糧としたらみんな見ての問題である。蚕糸局の方の三十五年からの五箇年計画というものは、多分二十二万五千町歩が確保の数量であると思つております。現在十八万くらることは考えものだという意味から行けば、どうしても反当の収量を上げるといでしよう。だから問題は食糧確保と、にらみ合せて、農地をつぶすということが一番いいんです。これはあなたの方としてお考え願うことなんですが、一番増産の手取り早いことなんですね。ですから何としても繭のもとは桑であり、優良の桑苗を確保することが、また還元して私の第一の質問にならが、まず第一にそこに帰着することになるので、私はきようの質問は、つまりぶらまけるといけませんから、集約して申し上げれば、いわゆる車の両輪であるような優良桑苗の確保と、一面においては立体的な技術指導員に対する補助政策、これをにらみ合せて、行かぬといけない。現状のように技術指導員の負担が、繭一貫目に対して三

十四、茨城県で三十一円でしたか、ういうふうなものを最終段階に製糸が払うから、繭価の算定のときにつく。そういうことのないようにはきりして、この技術員の安定したる分を保障して行くのが一つの政策ともう一つは、今私が申し上げたところの優良桑苗を確保して、そうして車両輪のように行進で行きたい、こうすることを私は考えておる。それに対して私は、まず反当収穫を上げるといふことが焦眉の急じやないか。そこで着するところは今の問題になつて来るのだが、私は反当二十貫の収穫をすることは必ずしも不可能でないと思うのですが、當司としての考えはどうです。二十貫とすると、あなたの方の十八万町歩とするならば、三千万貫になるのですね。春の収穫が押せり来て、少しぐあいが悪いと見ても夏秋蚕の収量がよければ、三千万貫近く行くのじやないか、こういうふうと思つておるが、その点についてのあなたのお考えはどうですか。

○寺内政府委員 私が先ほど最終目標として四千万貫程度の計画を立てた時に申しましたのは、やはりだいまお説の通りでありますし、大体の面積がただいま十八万町歩であります。これは食糧との見合いもありますけれども、二十万町歩で反当収穫を二十一貫以上げる、これを最終目標として努力をいたしておりますが、ただいまのところは、昨年の統計を見ますと、反当収穫が十五貫となつております。戦前の最高の統計が十七貫でござります。これを昨年十五貫でありましたものを、二十貫まで反当収穫をふやしていくということについては、相当

その努力がりますので、先ほども五年あるいは七年くらいかかるということを申し上げたのであります。従いまして、これをただちに来年、再来年で二十貫にするということはちょっと無理なことでございまして、もしもそれができますれば、現在の十八町歩あれば、来年、再来年で三千方貫は可能であると申し上げられるのであります。ただいまのところ十五貫でございますが、これを十七貫まで持つて行くことはある程度可能であります、これを戦闘申しあげられるのであります。ただいまのところ十五貫でござりますが、これを十七貫まで持つて行くことは、今まで相当の困難性がありますので、先ほど申し上げたようなことであります。そこで、その上へ上つて行けば行くほど相手の困難性がありますので、して、またこの中心は優良桑苗の確保という点と技術員を強化するという点が根本で、車の両輪であるといふ点につきましては、まったく佐藤さんと同感でありますので、この点につきましては、先ほど申しましたよう三三十年以降の政策の中に強力に盛り込んで行きたいと努力しておるということを申し上げる次第であります。

な極端な行き方は、私は政治性がないと思う。だからこれに対しても平野さんから、政務次官としてのお考え方を述べていただきたい。

○平野政府委員 生糸の輸出増進が繭の増産にあるということはまつたく同じでございまして、政府としては、その線に沿つて極力努力をいたしております。ただいま詳細な点について蚕糸局長から申し上げました通り、そのつもりで最善の努力を傾注しておるわけがありますが、御指摘のように本年度の予算の内容といたしましては、その点の効果が上るか上らぬか疑問であるということで、まことに遺憾に思つておるの、ございます。たゞいま政府が輸出対策についていろいろ検討を進めておりまして、近く国会の御審議も煩わすということになる予定にいたしておりますが、この点につきましても、やはり繭の増産が根本であつて、これを離れて行くということになりますから、そういうことのないよう極力努力をいたしたい、かような信念を持つて進む決心でござります。

○佐藤(洋)委員 平野さんに、ひとつ予算をとることをもうちよつと考えていただいて、大蔵当局に対して優良桑苗の補助については、なお一層御努力願いたいと思います。実は昨年茨城あたりは、二百万俵できていた繭が十六万俵ぐらいしかできなかつた。そこであなたの方の計画してあつた自動繭糸機というものをこの際獎勵されたらえらいことだ、今までのようなことでけつこうだと言うくらいだから、それ

ではいい糸が引けない、糸もよく出でれないということになる。問題は、い原料をよけいつくることが根本の問題だと思います。これについて大いに努力していただきたいと思ひます。あなたの方としては、先ほど申しました生糸の輸出確保に対する対策はまだ整つていません。だからきようはその問題に触れません。ただ、今申し上げたのは、すべてが繭の増産だという点にあるので、ひとつあなたの方もその点に主力を集中してもらいたい。増生を今後大いにはかつていただきたい。これだけ警告やらお願いやら申し上げて、私は一応これで質疑を打切つておきます。

○中澤委員 大体問題は、生糸の輸出

織り込んで行くかと、そういうことが基本的な問題なんです。だからそれに付いては、農民の立場から繭価をどうここへおきます。

○中澤委員 大体問題は、生糸の輸出

織り込んで行くかと、そういうことが基本的な問題なんです。だからそれに付いては、農民の立場から繭価をどう入れるかという点について御説明を願いたい。問題は輸出ばかり重点にならぬ。もちろん必要ですが、ともすると養蚕農民というものを無視したような方策がいつもとられるのです。だから当然輸出を確保すると同時に、基本的である、今佐藤さんのおつしやつた増産と繭価安定をどう考えるか、その点についてひとつ構想を練つてあるところを、繭価の問題について御説明を願いたい。

○平野政府委員 政府いたしましては、農民の保護のために繭価を確保するということが、もちろん大前提でござりますけれども、しかしながらそもそも蚕糸業というものは輸出が根本であつて、これが全然輸出されないので、

国内消費のみに使われるということに

来ないということになる。問題は、い

う見地から言えは、養蚕業から食糧増

産の方に土地を利用した方が、国家的に正しい。こういう議論になつて来るわけあります。従つて養蚕農民の保護は、いわゆる養蚕業の振興をはかるという観点から言いましても、輸出に重点を置くことが当然必要であるわけあります。従つて最近の状況は御承知の通り、まったく輸出が不振で、国内需要のみがきわめて旺盛であるというような状態にあります。それで、これを漸次輸出振興の方に持つ行くというようなことのために必要な措置はとらなければならぬ。その線におけるわけでございます。

○中澤委員 それは政務次官、考へが違うのだよ。繭価を安定しなければ増産できない。増産できなければ輸出もできないですよ。問題は、やはり繭を増産するには繭価安定が先決なんです。かよに考へているわけでありま

すが、これは私の言葉が足りないため

に、そういう御意見があつたと思いま

すが、根本的には同じであると考えておきます。

○中澤委員 それは政務次官、考へが

違うのだよ。繭価を安定しなければ増

産できない。増産できなければ輸出も

できないですよ。問題は、やはり繭を

増産するには繭価安定が先決なんです。

よ。できもしないものが輸出できるわ

けがないですから、輸出最重要点とい

うのは基本的には考へが違うと思う。や

はり繭価安定と増産が先になると思

うのです。そういう点は私政務次官と考

えが違うが、政務官はどこまでも輸出

が重点で、繭ができなくて輸出でき

るとお考へですか。

○平野政府委員 ただいま申し上げま

した通り、私どもは養蚕業というもの

は、輸出ということに重点を置いて進

まなければならぬと思います。こと

に敗戦国である日本としては、外貨の

ドルの消費にこれが充てられていると

いうことを見のがしてはいかぬと思う

のです。国内需要が旺盛だから、それで

はその必要を叫ばれているときであり

ますから、でき得れば生糸は全量でも

輸出するように持つて行かなければな

らない。これを輸出を全然やめて、國

内消費するというようなことなら

ば、先ほど申し上げましたように、土地

の利用については食糧増産の方に重点

を置くべきじやないか、こういう議論

が起つて参りまして、かえて養蚕業の

振興のために阻害を來すということに

なるわけですから、従つて極力輸出の

方向に持つて行くようにすることが必

要であり、その面においての繭価の安

定ということが考へられなければならない

ね。かよに考へているわけでありま

すが、これは私の言葉が足りないため

に、そういう御意見があつたと思いま

すが、根本的には同じであると考えてお

ります。

○川俣委員 ちよつと関連して。今政

務次官の答弁の中に、国内需要だけが

非常に旺盛であるというふうな説明で

すが、国内需要の旺盛の中にドル払い

があるて、これが相当大きな率を占め

てゐる。委員会の言葉としてははな

だ適当じゃないかもしれないが、ペニ

バンもまた外貨獲得の一つの種類だと

いうようなことをまで言われてること

いるわけであつて、この状態は養蚕業

のためにるべき行き方じやない、何

ふうに考へているわけです。しかるに

最近需要の様相が非常につかって来て

いるわけであつて、この状態は養蚕業

のためにるべき行き方じやない、何

ふうに考へているわけです。しかるに

輸出が三分の一程度である。しかもその輸出の三分の一もボンド地域を経て三角輸出の関係になつており、きわめて矛盾をきわめた輸出の形態になつておることも、もう社会はよく知つております。そういう点から考えてみますと、先ほどから御意見がありましたように、ただ単なるこういう輸出生糸を確保して行くという目的から、養蚕農民に不利をもたらすような懸念を与える。まだ法案が出ておらないときからそういう懸念を与えるなどといふことは、非常に私ども遺憾に思うのであります。その点について、現在の法案をめぐる政府の考え方をこの機会に承つておきたいのであります。

○平野政府委員　蚕糸の対策につきましては、最近の状況にかんがみまして、何とか手を打たなければならぬことは、非常に私ども遺憾に思つてあります。その点について、現在の法をめぐる政府の考え方をこの機会に承つておきたいのであります。

格が異常に暴騰いたしました場合においても、これを調節するところの政府としての実際の力を持つておりますが、そのためには、従つて現状においてはこの方法の当動によつて問題を解決することが不可能な状態にあるわけであります。しかし一方御承知のようないま足鹿委員の御指摘になりました通り、最近の輸出の状況がきわめて不振であると同時に、三角貿易の形をしておるというようなことから言いましても、このままで放置するというわけには参らない。そこでやむなく別途の方法を講じなければならぬ、ということから実は生糸輸出確保臨時措置法というもの一つの試案としてあつたのでござりますが、なるべくならばこの繭糸価格安定法の改正の形をもつて進む方がよいのではないかということで、目下検討を進めておるような次第でございます。ただいま御指摘になりました繭糸価格安定法の第十一条の繭の価格の低落を阻止するための必要な措置ということについては、これはわれゝ政府としては特に重大な関心を持たなければならぬことでありますから、この点を確立いたしまして、もつて農民の保護を確立する、こういうことでいろいろと研究を進めておるわけでござりますが、いずれ近く正式に成案の上は御審議を煩わすことになりますので、その節に詳細を譲りたいと思います。

べられたような方向に進んでおるようあります。その昨年秋末からの生糸輸出確保に対するいろいろな動きを見ておりますと、輸出振興ということを中心でありますと、養蚕農民の利益をほんとうに保護して行くということがあつたのであります。それで、結局繭の増産になり、ひいては輸出の増進になり、外貨の獲得になる、こういう考え方ではなしに、輸出を振興して行くためのというふうに一つの輸出対策として若干添えもの的に養蚕農民の問題が取上げられる、こういう一つの流れのあることだけは間違いないと思ふ。この前第十二国会において、政府が農林委員会に提出をした繭価格安定法の問題にしましても、当初は繭価格安定法として、その内容についても相当の変化を加えたことはすでに御存じの通りであります。この繭価格安定法の成立の経過から見ても、現在の修正に合つて繭の一字を加えて繭価格安定法として、その内容についても相当の変化を加えたことはすでに御存じの通りであります。この繭価格安定法の成立の経過から見ても、現在の政府のこの蚕糸関係の政策の動向といふものは、常に養蚕農民を從たる地位に置き、輸出や製糸業者の立場を主たる立場に置いていろいろな政策が検討され、立案されて來た。これは繭価格安定法の成立の経過から見ても間違ひありません。この大体の方向を改められない限り、私どもとしては現在伝えられているような政府の考え方について、多分の疑義を持つております。たとえば最近自動織糸機なるものが明確され、各工場にこれが普及しつつあることを聞いておりますが、一方においてはきわめて封建的な方法でもつて生糸の製造をやつてい

う結果を招来するため、事實上においては養蚕農民の生産する繭の最高量を低価格をきめ、その間に圧縮して行く。大体こういう構想のように聞いておられるのであります。そんなべらぼうな話が一体どこにあるでありますようか。養蚕農民を苦しめておいて、加工販売業者や輸出業者の利益を擁護していくことが輸出振興の方針だなどとはもつてのほかのことだ。われくはそういうようによく解釈している。大体政府の蚕糸対策というものは、私どもは繭価格安定法の成立経過からずっと静かに見ておりますが、一つとして養蚕農民の立場に立っているとはわれくは考えられない。もつと真剣に――平野さんはわれく農林委員として長い間つき合つて、ほんとうに自由党の中でも最も良心的な、農村に明るい人だとわれくは信頼しておりますが、今は伝えられているような構想がもし事実とするならば、私は平野さんの良識を疑いたいと思う。もつとこの問題については、繭価格安定法成立以来今日に至るまでの政府の蚕糸行政の流れをよく根本的に御検討になつて、現在考えられているものについても深く目を届かせ、りづばな対策を立てていただきたい。私はそういうふうに思つております。いずれ何か法案が出るそぞありますから、こまかいことはそのときには譲りますが、繭価格安定法成立以来の経過から見まして、私はこの点とくと政府に警告を申し上げ、御再考を願つておきたい。これはあえて御答弁はりませんが、私の意見としてこの際申し上げておきます。

いう御懸念のように承りましたけれども、そういうことは絶対にないと確信をいたしているのであります。これは、言うまでもなく、先ほども川俣委員のお尋ねに対してお答え申し上げましたように、輸出ということが本来の養蚕業の使命でありますから、輸出が阻害されることになれば、結局は養蚕業そのものが衰退することになるわけでありますから、やはり輸出という方向に持つて行くことが、結局養蚕業の振興に役立つことであり、養蚕の振興をはかることがすなわち養蚕農民を保護することになるわけでありますから、養蚕農民を保護する立場において今回の輸出振興の措置を考えているわけであります。従つて御指摘のように、今回の制度をとりますならば、確かに生糸の価格を低落させる。国内価格についてはこれを低落する、こういう措置をとるわけでありまして、それが自然農民にも、繭価格にも反映することはあると思いますけれども、しながら最近のような好景気は、一時的にそういうことがありまして、永続することはありませんし、そういうことのために最後はやはり農民に不利を求すことになるわけでありますから、一時に農民にもこしんぼうを願うことですが、結局は養蚕農民の将来のためになる、こういう考え方で進んでいいわけでありまして、この点は何とぞ御了承を願いたいと思います。

題を取上げるならば、八十万養蚕農民の利害問題を考えることです。これは当然です。だから今平野さんが言われるような、輸出が主であるということでも、考え方によつてはそう見られるかもしれません。これは立場が違う。昔は輸出の王座であつた。けれども、われわれ農林委員の考え方としては、やはり糸価安定、繭価安定、養蚕農家を救うんだ、これが根本だと私ども思うのです。それがやはり基調になつてあらゆる政策を立てて行くべきものだと私は考へている。今平野さんが言われるような今度のまさに通そうとする案の構想は、むしろ繭糸價格安定法を改進するようなものであるという考え方なら、これは多少恕せるのです。しかしこれがもし強力なる統制のような、あるいは専売のように出て来ると、非常に問題だと思うのです。単に輸出にとらわれて行くことになると、そこに非常に問題をはらんで来るんじゃないか。私が申すまでもなく、繭から生糸になるについては、非常に大幅な文化の度合いがある。原始的な座縫でひいて糸にするのもあるし、郡是とか片倉のようないきめ細やかな機械化によって出て行くという行方もある。それは座縫とは非常に違いがある。それに論ずることはできない。それほど繭を取扱つて糸の出来来る道程においては、非常に文化的度合いが違う。だから、もし今度出て来る案が、そいつた零細なる製糸家——座縫も製糸家ですから、それらのものに対しても非常な強圧を加えるようなことになるとかわいそうだ。そういうこともやはり政治性として考へなければならぬと思ふ。だから根本の考え方は、いかに八

十万養蚕農家が安定した繭の相場で販売を行けるか。生産原価はどこにあるのか。生産原価確保ということも、今度出来る案のねらいどころだろうと思う。そういうおもんばかりがなくして、本当に輸出生糸の確保ということになることになると、また先ほど言つた片手落ちのようになることになる。これは案を出すときには十分考えていただきたいと思う。最初に公社案のようなものが出で、參議院の青木さんがこれを発案したとか、井野さんが発案したとかいうことが巷間に伝わつて來た。幾たびか変化して今日出そうとするものはかなり変貌したものである。それではたして蚕糸局が本当に本の繭、生糸に対して定見があるということです。蚕糸局というものがいつかりした主体性を持つていなければ、外部から打出されたいろいろな方に肢離されておる。主体性を持つて蚕糸局としてはこういうものでなければならないということがあるならば、とにかく彼らの案を受入れる必要はない。現に今でも考えて、来るべき案に對しては全養連の意見を聞いて、全養連の修正にあつてもけつこうです。いまだにはつきりしたものを持つていい。そういうことではない。やはり日本の八十万養蚕家を救うのだということに根本目標を置いて、それからこれを輸出して外貨を獲得する、國際收支の面をはかるということを考えて行くべきだ。これは今の卯が先か雞が先かという議論ははてしない。平野さんと会としてはみな同じだ。養蚕大衆を救うことと考えておる。これをひとつ腹

○平野政府委員 佐藤先生の御意見は、の底に置いて、来るべき案の構成を考えてもらいたいということを、私は強く申し上げておきたいと思う。

はまったく同感でありまして、政府としても八十万養蚕農民の生活の安定化はかるということが大目的で、その中に主眼を置いた考え方を進めておるだけあります。その八十万養蚕農民のみに保護という觀点からすれば、この生産を輸出の方向に持つて行くことが必要なのであつて、これは国内消費のみに使われるということになれば、かえって養蚕業を衰退させる、こういう觀点に立つておるわけでありますて、十分に繭価格安定法によつても明かでありますように、生糸の最低価格といふものを政府が予算をもつて保証し、こういう場合には買いたるということにいたしておりますし、また繭についても手を打つてないぢやないかといふ会の御意見を、政府としても入れて、第十一条によつて繭の価格の最低価格を保証する、こういうことをやつておるわけでありますから、その点においては、政府としては養蚕業の保護ということは、法的にも予算的にも確立しておるわけであります。この点はひとつ誤解がないようにお願ひいたしたいと思います。

○中澤委員 政務次官はそうおつしらるけれども、そんなら政務次官は一体ことしの蚕糸局の予算を——さつき藤さんも言われるよう、優良桑苗の確保さえできないようなあんなみじめな予算で、政務次官が言われるよう、養蚕農家を思つてゐるかどうか、疑問に思う。眞に養蚕農家を思つてゐるなら、蚕糸局のあんなでたらめな、しか

もあれは委員会で決議までして大蔵省に食い下つて増額させたのです。最なんか蚕糸局の予算などはありやせじやないです。そんなことで政務官がいかに養蚕農家を思つていますと言つても、それは納得できませんよ。と思うだけで実質的な効果を与えなければ——と思うだけなら私でもどんなんこと劍に考えてもらいたい。これは私のことは長野県ですが、養蚕業といつものは、今度の凶作などを見ても、凶作ではなくとうにこの冬を何とか食いついて行けるものは養蚕収入なんです。それくらい重点を置いてやつてあるのですが、とにかく今佐藤さんが言わつたように、蚕糸局はほんとうに腰が抜けないで行けるものはないんです。たとえば——たとえば——腹が坐つていると思うと、最高価格を撤廻するなどと、蚕糸局長一人でかつてに放言してみたり、それでたま／＼腹が坐つていると思うと、最高価格を撤廻するなどと、蚕糸局長一人でかつてに放言してみたり、——それに基いて今度の臨時措置をやつうとしておるのでですが、この最高価格をどうしたことについてどう考えておか、それが一点。

し、近く販売の方の調査も集計を一
大体三月に審議会を開くことになつて
おりますので、それまでまとめるこ
とになつておりますが、ただいまのと
ころ、ここでその数字を責任をもつて
申し上げるだけの資料が整つております
せんので、もうしばらく御猶豫を願い
たいと思います。

それから新しくきめる最高価格につ
きまして、これもそういう関係がござ
いますので、生産費とにらみ合せな
いときめられないであります。

○中澤委員 じやが出るかへびが出る
か知りませんが、とにかく蚕糸安定を
中心に考えてやらない案だつたら絶対
だめですよ。政務次官が何と言つても
絶対ぶちこわしますよ。政務次官自体
の考え方方がおかしいのです。基本的な
考え方をもう少しがえてもらいたい。
あなたも前に農林委員のときには、ず
いぶん農民の立場で発言したものだ
が、どうも人間というものはえらくな
るとおかしくなるらしい。基本的に養
蚕農家を守るということでおやりにな
れば、いやでもおうでも生糸はできて
来る。つくるなど言つても、そろばん
が合えば百姓はつくりますよ。どんど
ん生産がふえます。生産があえて初め
て輸出をどうするかということになつて
来る。今生産量が少くて国内消費が
旺盛だ、だから今度は輸出だけをやら
なければいかぬという考え方は、根本
的基本的な問題は、繭価の安定をまず考
えて出して来るのでなければうまく行
きませんよ。それを考へなければ絶対

うまく行かぬということを最後に申し
上げておきます。

○足鹿委員 この際蚕糸問題を検討す

るにあたりまして資料を要求いたした
資料、その他参考となるべき資料を早
急に文書をもつて御配付を願いたい。

なお生産関係につきましては、生産
費計算がいつも問題になるのでありま
すが、政府の計算は一貫千九百五十円

くらいですか、私どもの計算から行く
と、これは自家勞賃の問題が——すで
に米価の場合も同様であります、算

定で四、五百円いつも開いておる。こ
の過去の一切の資料をお願いいた
します。

○井出委員長 蚕糸局よろしくうござ
いますか。

○寺内政府委員 よろしくうございま
す。

○松岡委員 私は蚕糸関係であります
が、資料要求についてお許しを得た
まではあります。全国各営林局別の収入
支出の予算明細、各営林局別治山治
水の予算明細、各営林局別治山治水
計画面積とその細分表、これがほしい
だけあります。全国各営林局別の収入
支出の予算明細、各営林局別治山治
水の予算明細、各営林局別治山治水
計画面積とその細分表、これがほしい
だけあります。

○平野政府委員 減収加算の問題につ
きましては、すでに米価審議会におい
て答申もありますわけで、これに基き
まして、政府としてはあとう限りこの
答申を尊重しつつ、ただいま慎重に検
討を進めておる次第でござります。た
だいまお話をありましたように、すで
に概算払いで五百円を支払つたわけで
あります。これが以上は支払わないと
いうような大蔵省の原案があるとい
うことです。五百三十二円の審
議会の答申のうちの概算払いとして払
つたものではないのか。これらの点に
つきまして、もしも米価審議会の答申

の通告があります。順次これを許しま
す。佐々木盛雄君。

私はただいま議題

になりました米価の問題につきまして
農林当局並びに大蔵当局に承つてみた
法が成立した前後から今日に至るまで

になります。これらはそのうちことは考
えます。すなわち繭価安定を

いたしましては、そのうちことは考
えます。すなわち繭価安定を

いたしましては、そのうちことは考
えます。すなわち繭価安定を

いたしましたが、まことに農民を欺瞞する
なりました。いすれにいたしまして真
に御陳情になつておつたのであります
す。まことに米価の問題は農民の死活
に関連する重大な問題でございます。私
は減収加算額の追加払いの問題につい
て承りますが、二十九年度の

予算編成におきまして大蔵省原案により
ますと、二十九年度産米に対する減収加
算額の支払いにつきましては、すでに

払われた五百円だけにとどめるとい
う説もあるようありますし、また農林
省独自の減収加算の方式によつて、五
三円でありますかを追加払いをすると
てなつておるかといふ点を、最初に

承つておきたいと思います。

〔委員長退席、福田委員長代理着
席〕

た一文出せないと、いうようなことにな
りますれば、まことに農民を欺瞞する
もはなはだしい結果であるといわざる
を得ない。これらの点につきまして真
相をひとつこの際明らかにされたいと
思います。

○平野政府委員 この前五百円を支払

いました。當時におきましては、まだこ

の算定方式に対する米価審議会の結論

も出でないときであります。とり

えず五百円の概算払いをいたしたわ
けであります。審議会の答申によりま
すれば、お説通りさらく四百円程度

を払わなければならぬことになるわけ
であります。政府としては、その通

り支払うということを表明したことには
ないであります。政府が欺瞞をするとい

うことは、金額を支払うかということにつ
きましては、その中から五百円

を払わなければならぬことになるわけ
であります。政府は当初において米価

審議会の答申通りにいたしましても、
な次第でござります。

○佐々木(盛)委員 政府は当初米価審
議会の答申を尊重して、米価審議会

の答申方式によつて減収加算額九百
三十二円、こういうことになつておる
ばかりであります。その中から五百円
がすでに概算払いをされたから、米価

審議会の答申通りにいたしましても、
な農業団体の方からわれくの方へも

さらには四百三十二円といふものを追加
払ひをしなければならぬということに
なつておるわけであります。いろ／＼

かく、こういうことを公約をなさつてお
るようあります。政府は当初において米価

審議会の答申を尊重し、その通りに払
う。こういうことを公約をなさつてお
るようあります。政府は当初において米価

審議会の答申を尊重して最善の努力をすると
いふことを申し上げたにすぎません。

従つて五百円で打切るということは全
然考へおりませんけれども、どれだけ
を支払うかということにつきましては、た
だいま検討いたしておりますわけで
あります。政府が欺瞞をするといふこと
ではありません。政府が欺瞞をするとい
うことは、金額を支払うかということにつ
きましては、その中から五百円

を払わなければならぬことになるわけ
であります。政府は当初において米価

審議会の答申を尊重して最善の努力をすると
いふことを申し上げたにすぎません。

○佐々木(盛)委員 五百円で打切ること
ではないということを言明なさつたの
ではありませんが、それではこの米価審議
会の答申通り四百三十二円を払うとい
う意思もないのかどうか。伝えて聞くと
ころによると、五十三円の追加払いを
もつて、それだけでもつて解決しよう
というふうにも言われておりますが、
五十三円というのも出でておりますが、
もうわけであります。決してこれが

荒唐無稽のことではなかろうと私は考
えるわけであります。政府としては、た
だいまの問題についても、四百三十二
円を払う意思は全然ないのか、あるいは
五百円で打切らないといふならば、
どれだけのものを支払おうとしておる
か、どれだけのものなら今日の財政事
情よりして出せるのか、これらの点に
ついて、もう少し明確にお願いいたし
たいと思います。

いろいろ御議論も願いましたし、またその小委員会に基きまして、米価審議会としての御答申もあつたわけであります。米価審議会の小委員会におきまする検討の結果等も拝聴いたしましたがございますが、この減収加算の問題では、一般的な方式の場合と、それから本年度におきます特有の減収の場合とあるわけで、主として豊凶兩者に通ずる一般的な方式として検討されておるわけでございますが、御承知のように

を考えて参ります場合におきましては、本年度におきますそういう特異な現象を考えて参らなければならないと、いうふうに考えておるわけでござります。それで基準反収につきましても、やはり幅がございますので、本年度の反収につきましても、平年並の考え方からいたしますと、やはりそこに幅を持つた考え方をする必要があるというふうに思うわけでございます。

な考慮を払う余地がありはせぬか。せならば、この米価の問題といふのは、まことに全日本農民の死活に関する重大な問題でありますから、単に兆円のわくであるからやむを得ないというようなことで打切つてしまふのはなくして、あらゆる施策を傾倒いしまして、この問題の解決に誠意をつて乗り出していくいただきたい、かよに私は考えるわけでありますから、だいま申しました予算的な措置等に

なつたとすの年一月で、前年度の繰越金等からも、ちらの方へまわしてもらうというよほどの措置はないものかどうか。これらを点について大蔵省とともに真剣に考みていただきたいと思いますがいかがありませんようか。

○原政府委員 一般会計から繰入れます余裕というものは、現在一兆予算ですから、各々としております際でありますから非常にむづかしいということはお察し

○佐々木(盛)委員 幸い食糧庁長官もお見えでありますから、食糧庁長官としては五十三円説を主張なさつておるのかどうか。もししかりとするならば、いかなる根拠に基いてそれをなさつておるか。食糧庁長官は、具体的に担当されておるのであるから、専門的立場から、農民の納得のできるような御答弁をひと願いたいと思います。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。減収加算につきましては、たゞいま政務次官からお話をございましたように、その算定方式につきまして、小委員会も設けていただきまして、いろ

は、御承知の如くに一つの個別政策といたしましての限界もあろうかと思うのであります。非常に作柄が不均衡であります場合には、いろいろな地域的な問題、凶作地帯の問題、種々の事情がござりますので、われくといたしましては、いろいろ検討をいたしておるわけでございますが、そういう本年におきます特異の現象ということは、やはり考慮して参らなければ、減収加算の平均という意味も非常に薄れて参りますし、また同時に、その不均衡の拡大というようなこともござりますので、米価を一本米価としてその点

とは、予算の面においてどういう事情にあるのかという点も承つておきたいと思います。たとえば一般会計の前年度の――大藏当局の方もお見えになつておるようでありますので、大藏省当局からも承つておきたいと思いますが、一休木桶審議会の答申通りに支払うとしたいたしましたならば、どれほどの予算になつて来るのか。従つてそれが前年度の繰越金があるいは食管特別会計の残などでもつて、まかない切れないのかどうか、何らか特別の考慮によつて、特別の措置を講ずることによつて、農民の利益のためにもう少し政治的

もの、甜菜糖の関係を考えると、百九十四億ということになりますで、ほぼ十億程度が繰越益となろうと思います。これも今後の推移を見なと、二十八年度のしきが幾らになるということは明確でございませんが、予定としてはそういうことになつてゐるわけでございます。

○佐々木(盛)委員　この際大蔵当局伺つておきますが、これは単に食管等別会計の十億内外で措置し得ないことはきわめて明らかであります。しかし農民の死活に関する問題の重大性にこゝがみまして、あらゆる施策を傾倒

けであります。が、価格の補給をいたしまることは、まさに方向としてそういうインフレーション的な方向であるといふうに考えますので、いわゆる価値主義という方針を大蔵省はとつておられます。将来もそれで参りたいというふうに考えておりますので、そういう意味からも、大蔵省の態度をお察し願いたいといたします。なお二十八年産米につきましては、そういう原則をとりながら非常な不作であるということを考えまして、食管会計も黒字でありますけれども、広い意味の財政資金の中で、今申したコスト主義をある程度割

う考え方もあるわけでございます。これは先ほども申し上げましたように、いろいろな算定方式があるわけでありまして、そのうちの分散度を考慮した方式というような考え方によりますと、五十三円という算定方式もあるわけあります。これらの点につきましては、米国議会の御意見を尊重すべく、先般も実は米国議会の懇談会を正式に開きまして、審議会の各委員の方々の御意見も十分に耳聴いたしたわけでありまして、そういう観点から、いずれをどうべきかについて日下政府部内で検討いたしております。

この考え方といたしましては、数量の変化ということは考慮されおりませんから、この数量の変更を考慮するといふことが、パリティ方式に対する一つの修正要素として考えられるわけでございますが、この修正要素といたしまして、平年並の所得を維持するといふうな考え方からいたしますと、今年度のように作況の状態が非常に不均衡な場合におきましては、平年並の状態とは異なつた事情もござりますので、その事情も勘案しなければならぬのじやなかろかというふうに考えておりまして、その点につきまして

きますが、私はあくまでも、農林委員の立場におきましても、米価審議会の答申の通り、四百三十二円を支払うべきものだというふうに考えるわけであります。私が具体的に承るわけではありませんが、もとより今日の一兆円の緊縮予算のわく内におきましての困難さのあることも重々承知いたしておるわけであります。私は米価審議会の答申を尊重することは、米価審議会の答申を尊重するということを、原則にしておられるわけであります。が、尊重すると口では言つておきながら、尊重することもできないで半分で打切つてしまうといふこと

きましての考慮する余地がないか、たどんなるふうに今後やろうと考えてるかという点を承りたい。

○前谷政府委員 食管会計の点につましては、ただいまのお話で四百三万石といいますと九十億の金がいわけでございます。先ほど御指摘になりました縁越益ということになりまと、先般二十七年度におきまする三四億の縁越益から、本年度におきまると、二百二十億ほどございます。そのほ農畜物附帯定法の関係におきまする米価に関する食糧特別会計の負担

願えると思います。そういう余裕を出すということはまことに不可能に近いと考えております。なお大蔵省といったしましては、米価というものはなるべく消費者には安く売った方がいいのですけれども、生産者価格を割つて消費者に売る、そのため財政負担をするという方式は避けて参りたいといたしますが、この不動の方針をいたしております。これは現在非常に騒がれておりますこういう経済の危機と申しますが、やはり知らぬ間に円の価値が下る、つまりインフレーションにならるというような歩調が進んで参ったわ

な考慮を払う余地がありはせぬか。せならば、この米価の問題といふのは、まさに全日本農民の死活に関する重大な問題でありますから、単に兆円のわくであるからやむを得ないというようなことで打切つてしまふのはなくして、あらゆる施策を傾倒的しまして、この問題の解決に誠意を以って乗り出していくべきでありますから、私は考えるわけでありますから、三月二十二日付の告覺書等

つたというところでありますので、これ以上コスト主義を割つて行くという氣持は持つておらない次第でありますので、御了承願います。

○佐々木(盛)委員 理論は別といたし

まして、すでに大蔵当局の意向は明らかになりました。すなはち一般会計から

の繰入れは不可能である。一方農林

当局におきましては、五百円では打切

らない。これで二つの線が明らかにな

つたわけであります。そうすると五百

円で打切らないが、一般会計からも出

せないから、結局食管会計の方からまわ

す。これはただいまの長官の説明によ

りますと、わずかに十億余りであります

。そういたしますと、追加払いされ

る額というものはきまつて来ると思いま

ますが、まだ最終的決定はないという

お話をあります。大体どの程度のこと

を承りますから、この際ひとづ明らかにし

てお話を承ります。

○前谷政府委員 ただいまの佐々木先

生の御質問でございますが、財政的な

面につきましては、ただいま大蔵省の

関係をいろいろ考慮して検討いたして

お話をあつたのでございますが、食糧

省といいたしましても、生産面におきま

する關係、同時に消費面におきまする

関係をいろいろ考慮して検討いたして

おるわけであります。先ほど申し上

げましたように、一般方式といいたし

ての減収加算の問題もございました

と同時に、今年におきます特異の現象ということ、これは各地域間及び農

民間におきます不均衡の拡大という

よくな点も考えて参らなければなら

いということもございまして、現

在分散度を考慮いたして、その案を中

心に検討をいたしておる次第でござい

ます。

○佐々木(盛)委員 私はただいま申し

たように、食管特別会計の十億の中で

措置をする方針のように承るのであり

ますが、そうでありますか。そうだと

すれば、先ほどあなたがおつしやつた

五十三円といふことも別に根拠のな

いことではなかろうと私は考えるので

あります。そういう大まかなことでは

なくて、具体的な数字の検討が加えら

れておりません。この問題

は、具体的な数字の検討に入らない

で、まだこれから考慮しますなどと、

そななんきなことを食糧当局が考

えておると思われない。でありますか

ら、私は具体的な納得の行く数字をお

知らせを願いたいと思います。

〔福田委員長代理退席、委員長着席〕

○前谷政府委員 お手元に差上げてあ

るというふうに考えますが、われく、

としましても第一案、第二案、第三案

といたしまして、いろいろ検討を加えて

おりますが、本年度の事情を考えて、

大体第二案を中心検討しておるとい

うことを申し上げたわけであります。

○佐々木(盛)委員 その第二案によりますと、どのくらいになりますか。具

体的にお知らせを願いたい。

○前谷政府委員 第二案は分散度を考

慮した考え方でございますので、ただ

いま佐々木さんからお話をございまし

た五十三円を中心にして、検討をいた

しておるわけであります。

○佐々木(盛)委員 そうすると、先ほ

どの農林次官の言明と食糧庁長官の言

明を総合しますと、五百円では打切ら

ないで、何らか考慮しておる、しかし

これは食管会計の範囲を出るものでは

ないということから考えますと、政府

が今考えておるのは、第二案によつて

五十三円だけの追加払いで打切ろう、

こういうお考えでありますか。

○平野政府委員 これは先ほど来申し

上げますように三案あるわけであり

まして、米価審議会の答申通りにやり

ますれば四百三十二円、また農業共済

の保険金を差引くという方式もあるわ

けであります、これが二百五十九円

くらいになります。それから今申し上

げました分散度を考慮に入れました方

式が五十三円、こういうわけであります

して、これに必要な予算につきまして

は、先ほども長官が御答弁申し上げま

したように、まだこれは基本米価に対

するものでありますから、供出の全

量が決定しなければ最終的な数字は出

ませんわけですが、大体において、米

価審議会案を採用いたしますれば、百

億近く、九十億程度を要するわけであ

ります。第二案によりますれば、やは

り四、五十億を要する、今の五十三円

案で行きますれば十一億程度で済む、

こういうようなるわけであり、

まして、このいずれを採用すべきかに

つきましては、各般の立場から目下検討しておるわけで、こく近い将来に決

定をいたす所存でありますから、そ

のときはもちろん御報告を申し上げた

いと思つておりますので、御了承願い

米価審議会の意見を尊重するといふ

とになりまするならば、当然米価審議

会としての決定を尊重されなければな

りません。その中の少數意見が出たこ

とをもつて米価審議会の意見を尊重し

たということにはならないと思う。あ

なたはいつでも、少數意見でも自分に

都合のいいときには、その意見だと

いうふうに見えられるのですか。これ

は重大なことですよ。そうでなくて、

やはり決定された決議を尊重すること

が米価審議会の意見を尊重するとい

ことになると思う。その一部を尊重す

れば全部を尊重したのだといふよう

なことは、當時の速記録をこちらに

ことに無責任きわまる答弁だと思います

です。ということは、第一回の米価審

議会において五百円という加算を出し

ましたのは、当時の速記録をこちらに

なりましたても明らかなどく、当時の

作況が明らかでないために、この計算

の方式をもつてすれば五百円内外にな

る、こういうことが當時五百円の概算

払いを決定した意味であります。その

ときの政府の態度は、減収加算の方式

といふのはできるのであるから、機械的にあとで計算してもよろしいので

あります。しかししながら農業共済係数が著しく現われるというときは、必ず分散度が伴

つているときである。日本の農業の歴史を見て、凶作であったという場合、

これは天候に支配されて、台風とか害が起つて来るのですが、今までの

分散度などといふことが出ておりま

す。しかしながら農業共済係数が著しく現われるというときは、必ず分散度が伴つ

つてゐる

こと

なります。

もう一つ、食糧庁長官にこれは質問

され方で御答弁になつたとしますなら

ば、御取消し願わなければならぬと思

う。大体五百円の計算は、當時九〇%

に相当するといふ

ことでなく要求を出しておきますが、今

ある。これが一点です。

もう一つ、食糧庁長官にこれは質問

され方で御答弁になつたとしますなら

ば、御取消し願わなければならぬと思

う。大体五百円の計算は、當時九〇%

に相当するといふ

ことでなく要求を出しておきますが、今

ある。これが一点です。

もう一つ、食糧庁長官にこれは質問

され方で御答弁になつたとしますなら

ば、御取消し願わなければならぬと思

う。大体五百円の計算は、當時九〇%

に相当するといふ

ことでなく要求を出しておきますが、今

ある。これが一点です。

もう一つ、食糧庁長官にこれは質問

され方で御答弁になつたとしますなら

ば、御取消し願わなければならぬと思

う。大体五百円の計算は、當時九〇%

その作況を出してください。その作況が出て参りますならば、あなたの説明方がデータによつてくつがえされるといふことが十分おわかりだと思う。農林省から出たデータによつてあなたの意見を批判しますから、全部あさつてまでに出してください。

費をある程度見て行かなければならぬといふところから、利子補給や補助が生れて来ておると思うのです。ところが農産物だけ、特に米価だけは、これは全体の国民食糧をまかなうためであるから、コストを割つてもいいとうような議論がなされることは、誤りだとあなたはお考えにならないかどうか、コスト主義を貫こうとするならば、やはり米の生産費においても同様な考え方をしなければならないとお考えにならないかどうか、この点だけ伺つておきたい。

間に合せますが、一両日というと何は……（そういうデータを持つていなければならぬはずだから、全部出したものをさい」と呼ぶ者あり）今まで調べたものに對しては出します。

○原政府委員 減収加算の追加払いの問題につきまして、たいへん専門家ども、いうようなおとがめがありまして、非常に心外でございます。減収加算については、私どもの考へている考え方を、この際申し上げておきたいと思います。結論は、政府部内でもただいま検討中なんでありますけれども、われわれは五百円に追払いをしないで済ましていいのかということを、農林省当局に申し上げております。その理由は、財政が主たる理由になるべきでありますがないかということを、農林省当局におきまして、いろいろ申し上げたい点があるというのを申し上げておきります。それを大体四つにわけて申し上げてみたましても、いろいろ申しあげたい点があるというのを申し上げておきります。同時に米価問題といたしまして、年來いと申しますが、まず米価全般において、米価の地位が非常に重要であるということは、嘸々の要がないというふうなことから、米価について、年來非常に関心を持つて来ておりますが、戦後非常に農村について米価構成であったというのが、だん／＼自然米価によらないものになつて参るというような傾向、これはわれ／＼もやはりかかるべきであります。これをやはり物価一般、特に今は、御存じのように物価を引上げようという気持でありますので、そういう角度からひとつフレーキを入れたいというのが第一。それから第二に、減収加算を昨年秋に考えまし

た時分、あの審議会では、私は新米川俣委員に大分生兵法の御返事を申し上げて恐縮だつたのですが、あの時の条件から比べて、その後農家の手取りといふものはかなりよくなつていいということを申し上げたいと思うのですが。当時はまだそれほどひどい減収があります。当時はまだそれほどひどい減収ではないと考えていた。同時に、超過供出の割合も、割当に対し五割増の超過供出があるというようなことは考へておりませんでした。つまり超過供出の比率がふえたために、農家の手取りは平均して石当たり数百円ふえておりません。そういうようなことが第二点であります。それから第三点は、世に言ふておりません。一方で先般木村委員は公平の問題ですが、これは嘆々申すこともありません。一方で先般臨時国会で応急の財政支出もいろいろいたしておりますので、そういう点を考えなくてはいかぬ。それから第四点として財源的に、ただいま佐々木からお話をありましたように、ほんとうに食管会計は火の車で、先ほど長官の言われましたところの黒字も、実は早場米の奨励金が予定以上に出たというようなことで、そのネット勘定では赤字になる。しかたがないから、いろいろ財源を集めてやるうかといふような話もございますが、そんなようなわけで、これを米価に持つて行つてしまえば計算は簡単でありますけれども、これはただいま申し上げたような事情で困る。かれこれ考えまして、この際ごかんべん願つたらどうかということです、実は御相談いたしておりますが、なお部内でも検討を進めているところでございます。

ト主義と申しておりますのは、要するに食管は買った値段で売らなければ明瞭にそこに赤字が出て、そういうのに財政支出で出して参るということは、そのまま方向としてインフレ的財政であるということを申し上げてゐるわけであります。生産者米価のことは、そういう買った価格で売るといふ単純な算式のほかにいろいろな事情ございまして、私も専門でございませんから何でございますが、簡単には言つていいません。生産費の見方等についでも、もう喋々申すまでもなくいろいろな問題があるということから、かなづけない。生産費が必要なんぢやないかというように考えておりなす。

の処分にあたつては木炭価格を上げておる、あるいは薪炭材を上げる、あるいは用材を上げるというようなことをやつております。そういたしますと、米価を引下げるための手段に物価の問題を出しておられるような誤解を招くのですが、この点はどうかといふことが一点。

ました米価審議会において、当時の状態では——御存じのように今も問題は残つておりますが、作況指數がなかなかつかめないという問題がまだ残つておるわけであります。あなたは作況は非常によかつたというふうに解釈しておられますか、作況について農業統計を見ますと、農林省の農業統計が一つある、県の調べが一つある、町村の調べが一つある、それから農業共済の調査が一つある、大蔵省の調べが一つあります。作況ならまだ意見の異なるところがあつてもやむを得ないと恩いますが、日本の耕地面積あるいは作付面積もまた同様に、食糧庁の作付面積、農業統計の作付面積、農業共済の作付面積、税務署関係の作付面積、反収、おの／＼違うのです。私のおりまする東北の国税局の調べによりますと、反収を農業統計よりさらに六分上げておるのです。一体そういうことが出て来るのかどうか。もし出て来るとするならば、その根拠を明らかにしておいて、ただかなければならぬ。これはあなた所管じやないでしようけれども、大蔵当局としてお聞きしたい。結局は不動な作付反別まで調査ができるといつて、間違いでないとお考えになるかど

るという言明なんです。そうすると、予算の組み方もまた横ばいか、下つて組んでおられるのが普通だと見なければなりません。それだけは財政構築が拡大して来るでしょう。一兆はおなじでなくなります。その議論は別にしますが、米価を昨年並に組んでおる。ほんの物価がずっと上るような傾向によるときに米価だけは押えたということになりますが、米価も手取り額が一万三百円だとしてしますれば、実質上はさらに手質料は下げておりますよ、ここにやはり矛盾があるのでですよ。私はあえて矛盾をつこうとは思いませんが、政府は都合のいいときには物価を下げるのだから、という説明をし、財源がいる場合においては、ものを上げて行く計算をするといふことが一つ。これが同じようなことを、税務署においてもやつておられる感じやないか。作付反別は動かないものですね。作況であれば誤認りということがありますが、日本の耕地は不動なものであります。しかも植えたということは、何人も否定できない不動なものであります。それを税金をとる場合においては、反収をふやして見るとか、そういうことが行われておるのだから、信用ができないということが農民の間に起つて参りますならば、これは重大なことになるということを警告しておる。このこととき説明をするけれども、どこに基盤があるか。あなたは国税局におられたから、正確なものを把握していないのではないか。ということだけははつきり言えるのではないですか。

○原政府委員 まず米と林野の薪炭用材というもののとの見方の違いを申上げます。米につきましては、御案文の通り秋になりますいろいろペリニイであるとか、そのときの関係を見きめるということになつております。それらの見通しがまだつきませんし、御案文の通り政府は物価を押えて参ります。それから薪炭等は、統制と申しますが、米価を規定する場合と違います。いわば自由市場に売り出す価格であります。自由市場の価格状況が予算編成の当時これだけ上つておるといふことであれば、やはりそれを加味することは当然のことであろうといふことを考えております。それから反収作付面積のことは、どうも所管外のことではありますから、私國税庁におつたならばお申し上げたいと思ひますけれども、あまり川俣先生にそういうことを申し上げるのもどうかと思ひますから、ごかんべんを願いたいと思います。

出た場合には、米価審議会を事前に開催しないという趣旨の二項目であつたと思ひますが、政府はこの建議をいつお受けになりましたか。

○前谷政府委員 ちようど先般の懇談会がございました日が翌日か、所用のために御旅行なさいまして、土曜日にお帰りになると思ひますが、あの当時、出席の場合に承りましたし、正式には、月曜日に書面としていただきました。

</div

それも満場一致で米価審議会の答申に
なつて現われておるのですよ。しかも
その点について正式に審議会が開きか
ねたから、今月の十六日に懇談会を開
かれ、その懇談会を開いた際におい
ても、さらに四百三十二円の追払いと
いうことについては確認をしておるの
です。そうしてもしこの額と異なつた
結論が出た場合には、米価審議会を事
前に開いてもらいたいということは
与党を含め学識経験者を含めた満場
一致の決議ですよ。政府はいろいろな
審議会の答申等については慎重をつけ
ておられるようになりますが、満場一
致のこの答申をそう反古のごく若え
てもらつては困ります。全国の農民
を、いつも米価審議会にはかつてと言
つて希望をつないで、最後のどん場
になれば、その正式の審議会も開く必
要もないと今次官は漏らされました
が、それでは話がつかぬでしよう、當
然現在の米価審議会の任期中に審議会
をお開きになつて、こういう事情であ
つて答申通りには行かなかつたなら行
かなかつたということを、御報告にな
る責任があると私は思う。開かなくて
もよいということでなしに、こういう
事情により、こういう結果になつたと
いうことを、少くとも正式に米価審議
会を通じて、全國の農民に政府の態度
といふものを明らかにされなければな
らない義務と責任があると思う。因作
加算の問題はほかの小さな問題とは違
いますよ。この政府の一つの取扱い方
策をめぐつて最近の供米状況はどうで
ありますか。この際御発表を願いたい
のであります。当初の二千百万石ほど
ても、手が届きますまい。予定集荷
数量に達しない。代表者供出制度を思

いついてみても、次官や食糧庁長官が行脚して、わらじばきで督励をしてお歩きになつても集まらないじやありませんか。これは政府に對する農民の不信の價りが、こういう供米の状態になつて現われて來ていると思いますが、その及ぼす影響はどういう結果になつて現われますか。予定數量が入らなければ外米の輸入を必要とするのではありませんか。その外米の輸入を必要とするならば、いかに価格が最近下つたといえども補給金はまだ必要ですよ。第一そういう点で財政的に影響があります。いま一つは、米の基準配給量の切下げも必至の情勢ではありませんか。そういう事態が現実に起きておるのじやありませんか。

食糧庁長官にお伺いいたしましたが、ごく最近の米の供出状態はどういう状態でありますか。

○前谷政府委員 最近の供出状況は、大体二月十日現在でございますが、二月十日現在におきまして千九百三十七万石でございます。

○足鹿委員 今後の見通しはどうですか。

○前谷政府委員 この集荷につきましては、各県ともいろいろ御努力を願つておりますし、また各地方団体にも御協力を願つておるわけでございまして、われくとしては、ぜひひとつ既定の目標に達したいということで努力いたしておりますわけでございます。

○足鹿委員 今長官が御発表になつたように、一月十日現在で千九百三十七万石しか出ておらないじやありませんか。これがおそらく二千万石に手が届くというのには、よほどの努力がなくしては集まりますまい。二千万石かかり

に集まつたとしても、すでに百万石の減減じやありませんか。その百万石の減を補給するためには米食率を維持しようとするれば、外米の供給を仰がなければならないことは当然でありますよ。そういうなつて来れば勢い補給金が必要になつて来るではありませんか。そういう事態を考え、政府は口を開けば、すぐに大蔵当局のきまり文句で外貨の節約だ、对外取支の改善だということをおつしやいますが、事実ここに对外取支を乱して行くような条件がもう現実に現われておるのであります。この問題を解決するには、凶作加算に対しても少くとも政府が最後の努力を払つて、十分とは言えないまでも、農民の期待にこたえるような熱意と具体的な額を示すことが、今後の供米促進の大きなキー・ポイントじやありませんか。ことごとく約束を破り、不信の行為をやつておいて、そうして農民に対しても供出を脅迫して歩いて、「一体農民がそれを受けれるでありますよ。私はこの際原さん伺いますが、今申し述べたような状態で米が出なければ、現実に米の配給基準量を確保しようと思えば、外米百万石を入れなければならぬ状態になりますよ。入らなければ重い違配、欠配が起きて社会問題になります。外社会不安が起きて参ります。それでもなお大蔵省は、この凶作加算の問題に対しても五十三円も出なさい。大蔵当局のものと考えは、むしろ五百円はやり過ぎたというような見解であると承つておりますが、今述べたような状況を前にして、なお大蔵当局としておかもりして行こうという御所存でありますか。具体的に現実の問題が起き

○足鹿委員 この問題は軽率に取扱つてはならないと思うのです。一方においては疑惑が続発をして、国民の血潮を一体どう使つておるかといつて、全國の國民は疑惑を持ち、國政全般に対して重大な批判を加えておる段階です。そして一方においては、この米価審議会の總意は、二度もきまつて政府に答申をした。そのわずかな金を出さないなどというような態度は、政治的にもこれは許しがたいのです。一方において國をゆるがすような大きな疑惑が起きて、内閣の屋台骨がぐら／＼するようなところにまで来ておるときに、いかに声がない農民といえども、結束力がない農民といえども、わずかな凶作加算に難くせをつけて、これを出すまい／＼というりようけんがそもそもの問題じやないですか。農民は造船業者のように、あるいは保全經濟会の人たちのように、待合に政府の大官を呼んで懇談をしたり、あるいは政治資金を献金するような力はないでしょう。然つてはおりますけれども、この大きな全国のほうはいたる声をいいかげんに取扱つてもらつては困ります。少くともこのままの推移で行くならば、現実に百万石前後の米が集まらないということは、これは事実であります。集める自信がありますか。二千百万石は米の需給計画に基いて必ず集

め得る、こういう断言ができますなら
ば、あえて私はこれ以上申し上げません。
そのときになつてまた再びお目に
かかりましょう。「一千百万石は集め
る、配給基準量もかえない、この保証
を政務次官はここで御言明でります
して、政府が真摯な態度で反省をされ
て、いろいろな財政上の制約もあり、
いろいろな苦痛があつても、少くとも供
米の手段に供するということではなく
されることは、この供米問題に対して誠意を示
されることが、この供米問題に対して
も非常に好影響をもたらし、ひいては
食糧の需給面に大きく寄与して行くと
いうことも考えられるのであります。
この今まで推移されますならば、去年
の米の供出はもちろのことでありま
すが、昭和二十九年の米の供出問題は
おそらく問題になりますまい。こうり
て農民をそのたびごとにだまくらか
し、いいかげんにもあそぶというし
とでありますならば、どんなことを政
府がお約束になつても、農民は信頼し
ないと思う。それならば食糧管理特別
会計をやめたらしいじやないか、管理
制度をやめたらしいじやないか、その
ために今別な協議会をつくつて検討し
ておるのだというようなお話をあるで
ありましょけれども、そんなことを
なさつても足らぬものは足らぬであ
ります。足りないものは外国から入れ
なければならぬ、外国から入れれ
ば、どんなに過剰生産になつても米に
関する限りは相当の補給金がいる。こ
としだつて九十億が予算にちやんと組
んであるではありませんか。また昭和
二十九年といえども必ずしも平年作と
は行かない場合も考えられる。気象学

者発表した見解によつても、すでに
凶作の予想は歴然たるものがあるとい
か。しからずんば、この際少くとも供
米の手段に供するということではなく
して、政府が真摯な態度で反省をされ
て、いろいろな財政上の制約もあり、
いろいろな苦痛があつても、少くとも供
米の手段に供するということではなく
されることは、この供米問題に対して誠意を示
されることが、この供米問題に対して
も非常に好影響をもたらし、ひいては
食糧の需給面に大きく寄与して行くと
いうことも考えられるのであります。

この際お詫びいたしま
す。理事金子與重郎君より理事を辞任
いたしたいとの申出があります。これ
を許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井出委員長 この際お詫びいたしま
す。理事金子與重郎君より理事を辞任
いたしたいとの申出があります。これ
を許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めま
す。つきましてはその補欠を委員長に
おいて指名いたしたいと思ひますが、
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井出委員長 異議なしと認め、吉川
久衛君を理事に指名いたします。

○井出委員長 もう一点お詫びいたし
ます。臨時疏安需給安定法案の審査の
ために参考人を招致したいとの申出が
ございました。この件については委員
長に御一任を願いまして取扱ひたいと
思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時三十分散会

昭和二十九年二月二十六日印刷

昭和二十九年二月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局